

## ■看板イメージ

《例：管理会社が看板設置した場合》

空き家に関する問い合わせは、下記までお願いします

**空き家管理 AAA 株式会社**

電話 : 03-●●●●-××××

住所 : 東京都北区■■■■■■■■

## 手続の流れ

### ①申請 申請期限

- ・ **管理委託助成** : 助成対象となる管理委託期間の終了の日の翌日から **1年以内**
- ・ **看板設置助成** : 助成対象となる看板の設置の完了の日の翌日から **1年以内**

### ②受付・審査

- ・ 申請書類が全て整ってから、受付、書類審査等を行います。
- ・ 審査の状況により、追加書類の提出を求める場合、  
現地調査を行う場合があります。

### ③結果

- ・ 受付後、約2～3週間で審査結果を郵送します。

### ④振込

- ・ 結果通知後、約2～4週間で指定口座に振り込みます。



## 空き家の適正管理助成



1年以上居住等がされていない空き家（戸建住宅）の所有者が、その空き家の管理を委託した場合等の費用を助成します。

### ①管理委託助成

空き家の管理を1年間、委託した場合

⇒ 1件につき上限2万円

### ②看板設置助成

空き家の管理を委託している旨を表示した看板の設置をした場合

⇒ 1件につき上限1万円

## 北区まちづくり部住宅課住宅計画係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第2庁舎3階⑨番窓口

電話 03-3908-9201 FAX 03-3908-9086

刊行物登録番号 30-2-021



City of Kita

## 対 象

北区内で1年以上の空き家となっている戸建住宅の所有者

## 要 件

①～⑥すべて満たしていること

- ①空き家である状態が1年以上継続している戸建住宅であること。
- ②委託による適切な空き家の管理が1年以上継続して行われたこと。
- ③所有者の名義で所有権保存登記をしていること。
- ④所有者が区市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ⑤受託者の名称及び連絡先を表示した看板を設置していること(看板設置助成のみ)。
- ⑥過去に同一の助成を受けていないこと。

## 助成内容

### 管 理 委 託 助 成

- 助成額 1件につき2万円(上限) ※最大3年分まで(1年単位)
- 申請期限 助成の対象となる管理委託期間(1年単位)の終了の日の翌日から 1年以内

### 看 板 設 置 助 成

- 助成額 1件につき1万円(上限) ※1回限り
- 申請期限 助成の対象となる看板設置が完了した日の翌日から 1年以内

## 必要書類

必要書類		チェック
①	北区空き家適正管理助成申請書	①～③指定様式
②	北区空き家適正管理助成金請求書	
③	支払金口座振替依頼書	
④	申請者本人名義の通帳(助成金振込用)	
⑤	管理委託に関する契約書【コピー】	
⑥	右記のうち	ア 固定資産税等納税通知書と課税証明書【コピー】
	どれか1通	イ 家屋名寄帳(北都税事務所で発行)
	※イ、ウは 有料です	ウ 建物の登記事項証明書(東京法務局で発行)
⑦	空き家の外観写真(写真台帳:指定様式)	
⑧	管理委託、看板設置に要した費用の領収書等【コピー】	
⑨	看板設置助成	(1)看板設置に関する契約書【コピー】
	の申請者のみ	(2)看板の設置位置、記載内容が分かる写真(写真台帳:指定様式)
⑩	本人確認書類(運転免許証、旅券等)	
⑪	申請者の前年度の住民税納税証明書又は、非課税証明書【原本】 ※省略可(北区民で申請書に資格確認同意欄に署名した場合)	

○官公庁発行のものは、発行から6か月以内のもの

○上記のほかに、必要書類の提出を求めることがあります。